

## リバタリアン革命 — ホッペの提案

岩倉 竜也

ハンス＝ヘルマン・ホッペは、著書「為さねばならぬこと」<sup>[1]</sup>で、リバタリアン社会を実現するために我々が行わなければならない事について述べている。ここで言うリバタリアン社会とは、国家による強制を排し、個人が個々の財産を自営できる社会のことである。ホッペ自身がリバタリアンである以上、他人の身体や財産の侵害を伴う暴力革命を用いて国家を倒す訳にはいかない。どうすればいいか。ホッペは、国家の成立から君主制、そして民主制に話を進め、民主的にこれを実現する方法を提示している。以下にその概略を示し、解説を加える。

### 社会的協業と私有財産の保護

ホッペはまず我々の社会において協業が存在する理由を説明する。「人々は、分業の下での生産が自給自足の孤立よりも生産的であることを認識できるので、彼らは協業する」<sup>[2]</sup>。協業とは、人々がそれぞれ異なる仕事を行い、その財やサービスを他のものと交換することである。人々の間では分業と交換が普遍的に存在する。「それは根本的に、自然の大きな多様性、人の多様性、自然資源の位置の多様性による。すべての人は異なる一連の技術と才能を持ち、すべての地面の区画はそれ自身の独特な特徴と、それ自身の特有の資源を持つ。この表面上の自然の多様性の事実から交換が生じる」<sup>[3]</sup>。よってもし協業がなければ、我々は自給自足の生活を強いられ、極端に貧しくなることが容易に想像できる。

協業を維持するためには、協業を妨げる者を野放しにできない。例えば他人の財産を奪い騙し取る強盗や詐欺師、生命を奪う殺人者などが、世の中には存在している。彼らを取り締まるために国家が必要であるというのが、トマス・ホブスの意見である。彼は人々が平和に協業できないと仮定し、国家の強制によって悪人に悪行をさせないようにした。ところが国家そのものは悪行をしないのだろうか。ホッペは他の著書で少し詳しく書いている。

平和な協業を始めるために、AとBの2人の個人は、第三者である最終的な裁判官・調停者としてのSを必要とする。しかしながら第三者のSは、もう1人の個人ではなく、Sによって提供される財（安全サービス）も、単なるもう1つの「私的」財ではない。それどころかSは君主であり、君主として2つの独特の権力を持っている。一方では、Sは臣下であるAとBに、自分以外の誰からも保護を求めないよう要求できる。つまり、Sは強制的な領土の保護の独占者なのである。もう一方で、Sは最終的にAとBが彼ら自身の財

産をどれだけ使わなければならないかを決定できる。つまり、Sは安全性を「全体的」に供給するために、税を強制する権力をもっているのだ…（引用者略）…もし複数の国家S1、S2、S3が存在すれば、SのないAとBの中には平和がないと仮定できるように、国家が互いに関して自然状態（即ち無政府状態）のままである限り、S1、S2、及びS3の間には平和がない。その結果として、全世界の平和を達成するためには、政治的な中央集権化と、最終的には単一の世界政府の樹立が必要である。<sup>[4]</sup>

ホッブスの仮定が間違っていることは、世界政府のようなものが存在していないので戦争が常態化しているのではなく、国際貿易や多国籍企業が平和に協業しているのを見れば明らかであろう。国家なしでも協業は可能なのである。

「財産と分業に基づいた社会的協業が自然なように、人間が自然と犯罪のような社会の災難から保護された自分の財産を持ちたいという欲求は、完全に自然な欲求である。そしてこの欲求を満たすために、何よりもまず自身の保護がある」とホッペは言う。<sup>[5]</sup> ここで言うところの——リバタリアン的な——自分の財産とは何であろうか。まず自分自身の身体である。各個人は自分自身の身体の完全な自己所有権を持っている。これを否定すれば、ある人が他の人を支配する身分制か奴隷制を容認することになる。これは自由の観点から認められない。あるいは、すべての人が等しく他人の所有権を持っているということになるが、現実的にはありえない。というのは、自分の身体を使うために他の所有者の了解を得なければならず、「誰一人として社会の他のすべての人々から前もって是認されていなければいかなる行為も行う自由がない」ことになり、「明らかに誰も何も行うことができない。そして人類はすぐに滅亡するだろう」。<sup>[6]</sup> よって自己所有権は正当化される。

そして、自己所有権に基づいて自身の身体を使って入手した富はその人の財産になる。「人は彼自身でそれを『生産』するか、その生産者に他の何らかの製品を交換に売却することで『富』を獲得することができる。この交換過程は論理的には最初の生産にまで還元される。このような生産とは、人が『彼の労働を彼の土地に混ぜ入れる』過程——土地資源を発見、加工するか、あるいは教師や作家の場合においては自分自身の労働サービスを直接に生産、販売すること——である」。<sup>[7]</sup>

このようにして入手した財産と自身の身体は、侵害されたり奪われたりしないよう保護されねばならない（国家が保護するのではないというのは前述の通り）。財産所有者は、自身が正当に所有する財産を保護する権利を持つ。<sup>[8]</sup> そうでなければ、財産権の侵害を容認することになるからだ。更に、必ずしも自身で、あるいは独力で自分の財産を保護する必要はなく、自発的に第三者に保護してもらったり援助してもらったりすることも可能である。

そして「分業が次に安全と保護サービスの生産に自然に影響を及ぼす」<sup>[9]</sup>。つまり保護サービスの専門家に財産の保護を委ねる方が自己防衛よりも有効であると考えられる。このようにして、「守るべき財産を持ち良い評判を持つ等々の理由のために、裁判官、調停者、そして保護者の任務を果たすだろうと思われる特定の個人がすぐに現れる」<sup>[10]</sup>ことになる。

ところが、このように住民によって自発的に選ばれた保護者が、保護サービスを独占して国家（君主）になってしまう。その結果として保護の品質は低下し、価格は上昇する。それだけではなく、「独占者は次第に我々の財産の保護を控えるようになり、そして次第に保護の不正な金儲けになり、あるいは財産所有者の組織的な搾取者にさえなるだろう。彼は敵対する侵略者になり、人々と彼が最初に保護することになっていた彼らの財産の破壊者になるだろう」<sup>[11]</sup>

そして国家は搾取の拡大に向い次第に対立的になる。「元々、地方の機関であった国家には——少しよりも多くを欲する——利己心によって駆り立てられ、領土の拡大に向かう固有の傾向がある。国家が保護する——あるいはむしろ搾取する——国民が多ければ多いほど、国家はより良くなる。国家——即ち領土の独占者——間の競争は、排除する競争、即ち私が人から盗む独占者であるか、あるいはあなたがそうであるかの競争である」。<sup>[12]</sup> この競争は世界の単一国家が出現するまで続く。<sup>[13]</sup>

## 君主制か民主制か

国家が自国の領土において保護サービスを独占し、国民からの搾取を強化するけれども、それには限界がある。搾取される国民が搾取者である君主を憎むことになって国民の反抗を生む。また国民が疲弊し、かえって搾取する富の絶対量が減少してしまう。領土も領民も君主の「私有財産」なのだ。君主も一般の人々と同じく所有している財産からできるだけ多くの利益を生み出そうとする。よって君主は「明日に多くを搾取するために今日は少ししか搾取しないだろう」。<sup>[14]</sup>

ところが君主制から民主制に移行したことにより、その限界が消滅してしまう。君主が財産を放棄し、その代わりに選挙で選ばれた政治家が、財産を任期の間だけ一時的に管理することになる。政治家は財産を保護するのではなく、自身の利己心に従って財産を利用し、自分の利益を最大にしようとする。任期の後の事など考えない。国民の財産は近視眼的に浪費されがちになる。

実際のところ、政府の収入＝搾取は君主制よりも民主制において大幅に増大している。「GDP（国内総生産）の%として示される総政府収入の割合は、君主制の場合、民主制

に比し驚くほど低くかつ安定的であった。第一次大戦勃発時でさえ、主要国ではGDPの10%を上回ることはなかった。これに対し民主制の時代には1920年代から30年代にかけて20~30%に上昇した。この上昇傾向は継続し、1970年の半ば頃には一般に50%に達した。<sup>[15]</sup> また、公務員の割合、及び国債発行高も増大している。更に法定不換紙幣の発行とインフレーションによる搾取は、君主制と金本位制の下ではなかった事である。<sup>[16]</sup>

従って、私有財産の保護という観点からは、現在の民主制よりも過去の君主制の方が望ましかったという、一般的な感覚からは正反対の結果が得られる。我々にはもはや自己防衛する権利はない。我々を保護するはずの国家は我々を無力化して我々の財産を奪い取っている。そして我々の財産を「恣意的で侵害的な規制の支配下に置いている」。<sup>[17]</sup>

## 国家の悪弊を止めるには

民主的な国家の悪弊を止める手段として、ホッペは次の3つを挙げている。<sup>[18]</sup> (1) 保護サービスへの参入が自由でなければならないこと。(2) 原則的にすべての政治的な中央集権化を拒絶し、分散化を支持すること。(3) 民主的な保護の独占は特に道徳的・経済的に邪悪であるとして拒絶されなければならないこと。また、ホッペは「多数者の支配と私有財産の保護は両立しない」<sup>[19]</sup> ので、これらの実現のためには、非民主主義的な方法を使うかもしれないと言う。

民主制では多数決原理で物事が決定する。選挙権を持つ一般大衆が誰でも投票することができる。多数者の意見が採用され、少数者の意見は無視される。もちろん少数意見を尊重して議論を重ねることがその前提となっているが、そもそも議論を重ねれば必ず合意に至るのだろうか。原則的にありえない。AとBの2人の有権者がいて、一方から他方に全財産を与えることを決めるとする。AはBに財産を渡すことに反対し、Bから財産を受け取ることに賛成する。Bはその反対である。財産を失えば飢え死にするかもしれない、どちらも譲れない。自己を犠牲にして財産を侵害される者が侵害する者に賛成しない限り合意はない。政府の課税による所得の再分配や補助金も本質的には同じであろう。民主制の下では多数者による少数者への侵害が合法化されているのだ。

「19世紀半ば頃には「諸国は未だに君主と諸侯によって支配され、選挙と議会はほとんど役割を果たしておらず、主要な財産所有者の極端に少数のメンバーに制限されていた…(引用者略)…結局、何か保護されるべき何かを持つ人々のみが、保護を行う機関を運営しているのはもったもであった」。<sup>[20]</sup> ところが民主制の下では、(身体以外に) 保護されるべきものを何も持たない者が多数者となり保護機関=政府を運営している。このため本

来保護されるべき少数者の財産を奪い、多数者に分配しているともいえる。

## トップダウンの改革

君主制の時代において、もし君主が保護の独占を放棄すれば望ましい保護システムが出現したかもしれないとホッペは言う。すべての人が自己防衛する権利を取り戻し、必要であれば自発的に専門の保護者に保護を依頼するようになる。依頼される保護者は信頼され、分別があり、高潔で、そして公正だと認められた者である。その保護者は君主、地方の有力者・貴族、あるいは保険会社になるだろう。国家に集中していた保護サービスは分散する。特に保険サービスは業者間の競争と協業により発展し、保護サービスの質が向上するだろうし、各個人の求める保護サービスに応じてサービスが多様化すると思われる。<sup>[21]</sup>

すべての領土間の収入と富の再分配は、競争的なシステムにおいて消滅するであろうし、寄せ集めの構造はまた最高の領土間の平和の保証を提供するだろう。領土間の紛争の見込みと程度は、もし寄せ集め構造があれば減少するだろう。そしてすべての外国の侵略者は、いわばほとんど即時に、たとえほんの一片の土地を侵略したとしても、幾つかの独立した保護機関による抵抗と軍事的・経済的な反撃に遭うだろうし、更に外国が侵略する危険性が減少するだろう。<sup>[22]</sup>

ところが民主制において君主は存在しない（政治に関与しない立憲君主を除いて）。よって保護の独占を放棄することを決定する者がいない。民主的な保護の独占を廃止することは不可能である。「なぜなら、今日では大衆を含むすべての人が政治に参加することは所与であり、大衆がこれまでに、その大多数が、あるいはその全体が、他の人々の財産を略奪する機会を行使することに他ならない既存の投票権を放棄するか、あるいは控えるであろうことはありえないからだ」。<sup>[23]</sup> よって、トップダウンの改革はありそうにない。

また仮に国家が保護の独占を放棄したとしても、現状では「社会的な大混乱を起こすか、あるいは悪い意味での『無政府状態』になる危険がある」。<sup>[24]</sup> 君主制であれば君主が放棄した保護の独占を、生来のエリートである地方の有力者や貴族が担う事ができたはずだ。しかし彼らは民主制の元で姿を消した。その代わりに担い手となるべき政治家は当てにならないからである。今の政治家には何の権威もなく、一般の人々から軽蔑されさえもする。民主制のみが、彼らにこれらの高い地位に上がることを許しているにすぎない。実際、選挙で政治化を選ぶというのは人気投票と何ら変わらない。知名度が高く、マスコミで多く（好意的に）取り上げられる候補者ほど当選しやすい。更に政治家の資質があるかどうか疑わしい芸能人が当選したりする。そもそも選挙がある以上、大人しくて慎ましい人は、たとえ正義感が強く清廉であっても政治家にはなれない。まず立候補して有権者に名前を

売り、投票を訴えないといけないからだ。一体誰がこのような政治家に自分の財産の保護を委ねようとするだろうか。

国家による保護の独占と並行して、国家による教育システムの独占が行われている。国家が国民の財産を保護せずに不正な金儲けをすればするほど、即ち課税と規制を増やせば増やすほど、国民の抵抗が増える。そのため教育により国家の行為の正当性を国民に訴え、国家統制主義の思想を浸透させる必要があるからである。「実際に、政府の教育と研究・開発は、国家が自身を一般の人々の抵抗から保護する主要な手段である」。<sup>[25]</sup> また、これは知識人の側にも有利に働いた。民主主義が多数の教育者と知識人を生み出したからだ。これらの事情により、公教育の独占が、公教育に携わる教育者・知識人の側から放棄されることは考えにくい。公教育においてもトップダウンの改革は出来そうにない。

## ボトムアップの革命

以上からホッペはトップダウンではなく、ボトムアップの改革・リバタリアン革命を勧める。求めるものは非民主的ではあるが、そのために非民主的な手段を用いることは許されない。ましてや、他人の財産を侵害することなど出来ない。まず出来ることは2点あるとホッペは言う。(1) 中央政府の選挙に手間や費用をかけないことと、(2) 公教育に手間や費用をかけないことである。<sup>[26]</sup>

そしてまず非常に小さな地方から改革を始める。「たとえもし明らかに反民主主義の基盤を支持する多数者が、全国的な規模で勝利することが不可能でも、全体的に民主的な政府の内部でそのような多数者が十分に小さな地域で、地域、あるいは地方の機能のために勝利することに、乗り越えられない困難は何もないように思われる… (引用者略) …ミーゼス研究所が証明しているように、これらの孤立した人物を知的なセンターの周囲に集め、彼らに結束と力を、そして国内の観衆、あるいは国際的な観衆さえも与えることは、非常に十分に可能である」。<sup>[27]</sup>

その最初の重要な政策は、投票によって地方税、特に財産税を課す権利と、財産所有者に対する規制を行う権利を制限することである。その結果として地方税の税収が減少し、危機に際した地方政府は公共財産を地方の財産所有者に、納税額に応じて分配することになるだろう。税金を支払った本来の財産所有者に財産を返却するのである。そしてこの地方の村や町は自由で解放された領土になる。

学校、警察、裁判所の建物のような公共財産はそのまま存続し、多くの教師、警官、裁判官などの公務員は再雇用されるか自営することになる。以前と異なるのは、財産の所有

者や雇用主が地方の有力者や名士であることだ。彼らは「生来のエリートの一員であるからこそ、彼らの決定には何らかの権威があり、強制できるようになる」。しかしもし彼らが馬鹿げた行為を行えば「彼らは即座に他のより尊敬できる地域の権威者にとって代わられる」<sup>[28]</sup> ことになる。

さて、このように「リバタリアン革命」が地方で成功したとしても、果たして中央政府がそれを黙って見ているだろうか。中央政府が地方に命令して従わせたがるのは明らかだが、出来るかどうかは状況による。国内の多くの地方が自由化すれば、中央政府の意志を強制するのは難しくなるだろう。地方はもはや中央政府の強制を手伝おうとしない。これが各地で行われ、中央政府への協力も助力も何もなくなり、その権力は厳しく減らされて消え失せてしまう。そしてついには中央政府が保護の独占を放棄し、再び現れた地域の権威者と各個人の手に移ることになるのである。

## おわりに

以上がホッペの著書「為さねばならぬ事」の概略である。民主制よりも君主制の方が優れていることに加えて、民主制から無政府資本主義の社会への道筋を示しているのが、本書の際だった特徴である。勘違いしてはいけないのは、ホッペはあくまでも無政府資本主義を志向しているのであって、君主制に戻れと言っているのではないという事だ。ホッペは君主制よりも民主制の方がはるかに劣悪であると言っているにすぎない。仮に君主制に戻ろうとしても、万人が平等になってしまった民主的な社会から、一体誰を君主にすればよいのだろうか。選挙によって選べないことは言うまでもない。

しかし、世界には未だに君主を擁く国家が少数ながら存在している。その中でも日本は（記録の上では）2600年以上も同じ血筋の男系の天皇が君臨し続けている。天皇と皇室を崇拜・敬愛している日本人も多いと思われる。よって、いわゆる「天皇主権」の君主制に移行することは比較的容易ではないだろうか。

ところが、戦後の日本は君主国であるとはいえ立憲君主国であって、天皇は政治権力を一切持っていない。たとえ民主制よりはましとはいえ、権力を集中させるのは無政府資本主義からは逆行している。目指すものが無政府資本主義であれば、わざわざ君主制に戻る必要はない。また君主だけが復活しても、周囲には生来のエリートが存在しない。地方の名士の多くが戦後の民主主義で消滅してしまったのである。<sup>[29]</sup>地方の名士もまた選挙で選べないので、君主制に戻るのであれば彼らも含めて戦前の状態に戻さないといけないが、約70年も経過しているため物理的に不可能だ。従って日本においても君主制への移行はできない。

次に、ホッペの言うボトムアップの革命は、実際にうまく事が運ぶだろうか。地方で再び生れた権威者は地方の住民の財産の保護者のままでいられるのだろうか。かつて自然に生れた財産の保護者が保護サービスを独占して国家（君主）になってしまったように、今回も再び同じ事を繰り返さないだろうか。新たに出現した保護者が保護の不正な金儲けを行い、他人の財産の侵害者になってしまうかしまわれないかが分水嶺だろう。

それを許すか許さないかは、国民の反応に依存する。以前と同じ事が起こるとは限らない。ホッペは問う。「あなたはどうか。…（引用者略）…もし無法会社が攻撃してもそれを支持し続ける」<sup>[30]</sup>のか。国民が自由な財産所有を支持するかどうかだ。現代の「福祉国家」と化した先進諸国の状況では前途は暗い。政府による社会保障を期待するということは、他人の財産を奪うことにすぎないからだ。公教育に依存せずに人々の考えを自由に向かわせ、共鳴者を増やす必要があるだろう。その点で、ホッペが本書で言及しているように、ミーゼス研究所<sup>[31]</sup>の活動に非常に期待している。ミーゼス研究所の運営費はすべて支持者の寄付で賄われており、如何なる政府の援助も受けずに、研究・教育活動を行っている。研究所の活動はアメリカ国内だけではなく、インターネットを通して広く世界に広がっている。<sup>[32]</sup> こういった地道な活動の積み重ねがボトムアップの革命になると考える。

---

[1] ハンス＝ヘルマン・ホッペ、岩倉竜也訳「為さねばならぬ事」（きぬこ書店、2014年）。原書は Hans-Hermann Hoppe, *What Must Be Done* (Ludwig von Mises Institute, 2013)。

[2] マレー・N・ロスバード、岩倉竜也訳「政府はわれわれの貨幣に何をしてきたか」（きぬこ書店、2014年）の「II. 自由社会における貨幣」の「1. 交換の価値」。

[3] 前掲書

[4] Hans-Hermann Hoppe, *Democracy - The God That Failed* (Ninth Paperback Printing, 2007), p.239-241.

[5] ホッペ「為さねばならぬ事」の「保護と国家」

[6] マリー・ロスバード、森村進・森村たまき・鳥澤円訳「自由の倫理学」（勁草書房、2003年）の「8 個人間関係－所有権と侵害」（p.55）

[7] 前掲書の「7 個人間関係－随意的交換」（p.44）

[8] 前掲書の「12 自己防衛」（p.90以降）参照。

[9] ホッペ「為さねばならぬ事」の「保護と国家」

[10] 前掲書

[11] 前掲書

[12] 前掲書の「制限された政府の不可能性」

[13] 国家が銀行業と結び付いて搾取を拡大・強化していることについて、ハンス＝ヘルマン・ホッペ、



岩倉竜也訳「私有財産の経済学と倫理学 第一部」(デザインエッグ、2013年)の「3 銀行業、国民国家と国際政治：存在する経済的秩序の社会的再構築」を見よ。

[14] 前掲書の「君主性か民主制か」

[15] 越後和典「君主制と民主制の政治経済学—ハンス=ヘルマン・ホッペの業績」(彦根論叢 No.397、2013年)。

[16] 前掲書参照。本論では近視眼性を強める現在志向性の指標として利子率を挙げ、利子率の上昇傾向を指摘している。

[17] ホッペ「為さねばならぬ事」の「現在の状態」

[18] 前掲書の「戦略：国家の悪弊を止める」

[19] 前掲書

[20] 前掲書の「トップダウンの改革：君主を変える」

[21] 前掲書。個人の求める保護サービスは多種多様であり、国家が単一のサービスしか提供できないのに対して保険会社は個別に対応が可能である。保険会社を含んだ多数の私的な保護機関が「無政府状態」にならずに上手く機能するであろうことは、Hans-Hermann Hoppe, *Democracy - The God That Failed* (Ninth Paperback Printing, 2007), chap.12 に書かれている。

[22] 前掲書

[23] 前掲書

[24] 前掲書の「生来のエリート」の消滅」

[25] 前掲書の「知識人の役割」。国家が国民を支配するために平等主義の義務教育を行っていることについては、Murray N. Rothbard, *Education: Free and Compulsory* (Ludwig von Mises Institute, 1999) に詳述されている。

[26] 前掲書の「ボトムアップの革命」

[27] 前掲書

[28] 前掲書

[29] 野口悠紀雄「戦後日本経済史」(新潮社、2008年)、副島隆彦「預金封鎖 実践対策編」(祥伝社、2005年)参照。

[30] ハンス=ヘルマン・ホッペ、岩倉竜也訳「私有財産の経済学と倫理学 第一部」(デザインエッグ、2013年)の「1 公共財理論と安全性の提供における誤謬」の22頁。

[31] ミーゼスの妻であるマルギットと、ハイエク、ロスバードらの支援を受け、ルウェリン・H・ロックウェルによって1982年に設立された。

[32] <http://mises.org/>

# **Libertarian Revolution - Hoppe's Proposal (Summary in English)**

Tatsuya Iwakura

I show the outline of Hoppe's book 'What Must Be Done' with this thesis, and add the explanation.

## **Social Cooperation and Protection of Private Property**

First, Hoppe explains the reason why social cooperation exists in our society. Because people can recognize that production under the division of labor is more productive than the isolation of self-sufficiency, they cooperate. It is clear that it is wrong though Thomas Hobbes says that the nation is necessary for taking well-set the person who disturbs cooperation, if we see international cooperation is possible without any single World-State.

It is necessary to protect the private property so that it is not violated and deprived. The individual has the right of self-defence, and it is also possible that the person voluntarily requests protection from the third party. However, the guardian voluntarily chosen by the people monopolizes the protection service and becomes the king (state). He becomes a hostile invader and the cracker of the property that should be protected.

## **Monarchy vs. Democracy**

There is a limit in exploitation from the people by the nation. Because the territory and the territory people are monarch's "Private property", he tries to give a lot of profits from there. Therefore, he is likely to exploit a little today to exploit many tomorrow.

However, the limit disappears by having shifted from monarchism to a democratic system. Politicians chosen by the election use the property following the self-interest in the term of office, and they try to maximize their profit. The person's rule of majoritation and the protection of the private property are incompatible.

## **Top-Down Reform**

In a democratic system, the monarch doesn't exist. Therefore, nobody decides the monopoly of protection to be abandoned. Moreover, there are neither a local potentate nor an aristocrat as a natural elite, and no one bears the monopoly of the protection that the monarch abandoned. Therefore, the reform top-down reform is impossible under a democratic system.

## **A Bottom-Up Revolution**

What must be done is a bottom-up revolution. First of all, a reform begins with very small local places. It is necessary to limit the right to impose local taxes, especially the property levy tax by the vote and

the right to restrict to the property owner. As a result, the revenue of local taxes decreases, and the local government that is critical will distribute the public property to a local property owner. And, this local village and town become the territories freely liberated.

If a lot of domestic provinces liberalize, it becomes difficult to compel the central government's will to the people, and finally the government abandon the monopoly of protection. The protection of private property extends to the hand of the authority and each person that appear again in the region.

### **At the End**

The feature at this book is to show the route from a democratic system to the society of anarchic capitalism in addition to monarchism more excellent than democratic systems. Hoppe intends anarcho-capitalism to the last, and is not telling to return to monarchism. I think that it is not possible to return to monarchism even in Japan that is constitutional monarchy.

Whether or not the protector of the property that arises again monopolizes the protection service depends on the people's reactions. A lot of people's ideas should freely face it without depending on the state education. I think that the activity such as 'Ludwing von Mises Institute' is for instance very important for that.